

三田市職員に対する懲戒処分等の公表に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、任命権者が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に基づく懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を行った場合、当該懲戒処分の内容を公表するに当たっての基準を定めるものであり、併せて市政の透明性を高めるとともに、公務員倫理の高揚と同種事案の再発防止を図るために定めるものである。

(公表対象)

第2 公表対象

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- (2) 刑事事件に関し起訴された職員に対し行った地方公務員法に基づく分限休職処分
- (3) 地方公務員法に基づく懲戒処分事案に関連して行われる管理監督責任を問うための処分（文書厳重注意等懲戒処分以外の措置を含む。）
- (4) 前3号に掲げる処分のほか、社会的影響等を勘案して公表する必要がある場合

(公表の内容)

第3 任命権者が公表する懲戒処分の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 所属名
- (2) 職名
- (3) 氏名（社会的影響が極めて大きいと判断される場合に公表）
- (4) 年齢
- (5) 性別
- (6) 非違行為の概要
- (7) 処分内容
- (8) 処分年月日

(公表の例外)

第4 任命権者が懲戒処分を公表しようとする場合において、職員の非違行為に係る被害者のプライバシー等への配慮が必要な事案で、次に掲げる事情がある場合は、第2及び第3の規定に関わらず、公表内容の全部又は一部を公表しないことができるものとする。

- (1) 当該被害者が処分の内容の公表を望まないとき。
- (2) 公表することにより被害者が特定される恐れがあると認められるとき。
- (3) その他職員の非違行為に係る事案の関係者に特に配慮する必要があると認められるとき。

（公表の時期及び方法）

第5 懲戒処分の内容の公表は、当該処分後、速やかに公表するものとする。公表は、原則として、記者クラブ等への資料提供及び三田市ホームページへの掲載により行うものとする。

なお、事案の社会的影響等を考慮した上で、必要に応じて記者発表を行うものとする。

（補則）

第6 この指針に定めるもののほか、三田市職員分限懲戒審査委員会に諮問された事案に係る懲戒処分の公表について必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年4月7日から施行する。